



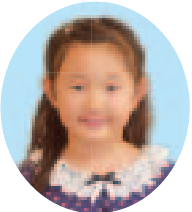
住んでよいまち

訪ねてよいまちをめざして



「松戸花火大会」

松戸市小中学生観光絵画展
松戸市長賞受賞作品



中部小学校 2年
木内 理緒さん

もくじ

- 市民税・県民税の申告について …… 2～3
松戸税務署からのお知らせ …… 3
- 固定資産税・都市計画税 …… 4～5
- 軽自動車税 …… 6
市税1万円の使いみち …… 6
- 市税の納期内納付にご協力を …… 7
- 中学生の税についての作文 …… 8

皆さんに納めていただいた市税は、市民生活を豊かにするために市が行う社会福祉の充実、ごみ対策や保健衛生の充実、教育・文化・スポーツの振興、道路・河川・公園などの整備、消防・防災対策の充実、商工業や農業の振興など、さまざまな事業や施策に要する費用に充てられています。
この税特集号は、このような貴重な財源としての市税のあらましについてまとめたものです。

このまち・松戸
あなたの税が
いきっています

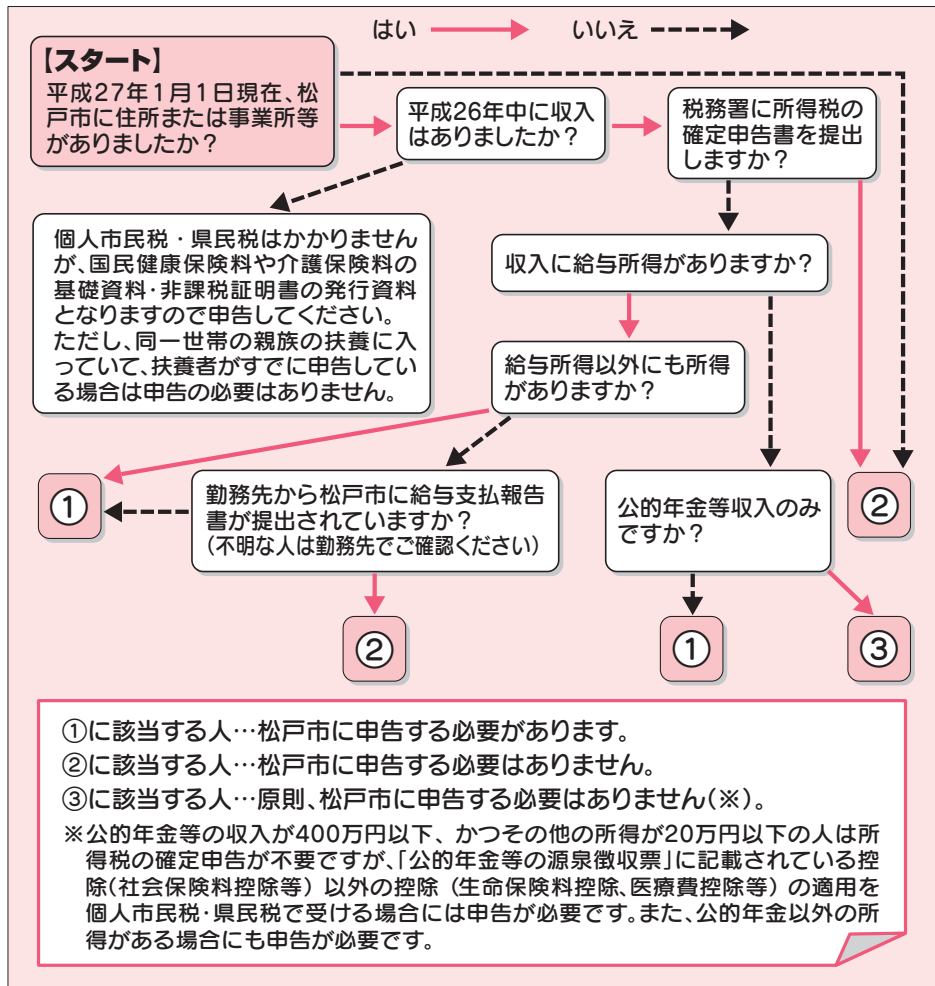
の申告について

申告書はご自分で作成して、提出は便利な郵送をご利用ください

問 市民税課 (個人) ☎366-7322
(法人) ☎366-7136

✉ mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

申告が必要な人



申告受付会場

受付会場 … 市役所本館2階 大会議室・各市民センター等
(受付日は3ページをご覧ください)

受付時間 … 9時～11時30分 / 13時～16時30分

1階またはエレベーター等が設置されている会場

- 市役所 本館2階 大会議室 (階段昇降機・エレベーターあり)
- 常盤平市民センター 1階
- 小金原市民センター 2階 (エレベーターあり)
- 六実市民センター 2階 (エレベーターあり)
- 小金保健福祉センター 3階 (エレベーターあり)

個人市民税・県民税の概要

松戸市の個人市民税は、毎年1月1日現在、松戸市に居住している個人に課税される税金で、前年一年間の所得を基に計算されます。なお、個人県民税は個人市民税と一緒に納めていただき、市を経由して県へ送られています。
* 個人市民税・県民税は地方税法により税率が定められていますので、市町村により税率が異なることは原則ありません。

個人市民税・県民税の申告書

個人市民税・県民税の申告書は、2月上旬に、原則として前年に個人市民税・県民税の申告をし、確定申告が不要だった人、前年に会社を退職した人、前年に松戸市へ転入した人へ郵送しています。なお、申告書は市民税課、各支所・申告会場に備えてあります。

申告に必要なもの

申告書、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、国民健康保険や国民年金等社会保険料の控除証明書(国民年金については支払いを証する書類)、生命保険料、地震保険料、長期損害保険料(平成18年以前に契約したもの)の払込証明書、認め印、銀行等の口座番号(所得税還付の場合)

郵送による申告受付

毎年、各申告会場が大変混雑するため、郵送による申告をお勧めします。申告書に氏名・住所・連絡先を記入して、押印の上、右記の「申告に必要なもの」を同封して、「〒271-8588松戸市役所市民税課」へ送付してください。控えが必要な人は、切手を貼り住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

* 申告書には必ず連絡先を記入してください。なお、確定申告書の提出先は税務署となります。詳細については、3ページ下段にある「松戸税務署からのお知らせ」をご確認ください。

平成27年度個人市民税・県民税にかかわる主な税制改正

住宅ローン控除の延長・拡充

個人市民税・県民税における住宅ローン控除(※)の適用期間が平成29年12月31日までの4年間延長されることになりました。また、居住開始年月日が、平成26年4月1日～平成29年12月31日の人については個人市民税・県民税の控除限度額が拡充されました(表1参照)。
※ 所得税の住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除)を受けた人で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌

* 申告書が郵送されて来ない場合でも、申告が必要になる可能性があります(左上図)を基に申告が必要か不要かご確認ください。

上場株式等に係る譲渡所得および配当所得等に対する軽減税率の廃止

上場株式等の配当および譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、個人市民税・県民税3%)の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以降は、本則税率(所得税15%、個人市民税・県民税5%)が適用されます。本則税率が適用されるのは、所得税は平成26年分から、個人市民税・県民税は平成27年度から適用されます(表2、表3参照)。

特別徴収の推進について

千葉県および県内全市町村では、平成28年度より、個人市民税・県

民税の給与からの特別徴収(引き落とし)を徹底します。現在、特別徴収を実施していない事業者は、平成28年度までに準備するようお願いいたします。

医療費控除

納税者本人やその家族が、病気やけが等により高額な医療費を支払った場合には、申告することにより一定金額の所得控除が受けられ、所得税額や個人市民税・県民税額が軽減される場合があります。

医療費控除が受けられるのは、前年1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費から生命保険などの給付金や高額療養費の支給などで補てんされる金額を差し引いた額が、10万円または所得の5%のいずれか少ない方の金額を超えた場合(上限二百万円)です。

パート収入の非課税限度額

パート収入は、通常給与所得となります。給与所得は、パート収入から給与所得控除額(最低六十五万円)を引いた金額です。パート収入が百万円以下の場合、個人市民税・県民税は、課税されません。また、百三万円以下であれば、その人の配偶者は配偶者控除を受けることができます。配偶者の所得の非課税限度額と配偶者控除・配偶者特別控除の関係は左記の表のとおりです。

表2 上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成25年分まで	平成26年分
申告分離課税	7%	15%
個人市民税・県民税	3% (市民税1.8%、県民税1.2%)	5% (市民税3%、県民税2%)

表3 上場株式等の配当等に係る税率

区分	平成25年分まで	平成26年分
申告分離課税	7%	15%
個人市民税・県民税	3% (市民税1.8%、県民税1.2%)	5% (市民税3%、県民税2%)
総合課税	累進課税	
個人市民税・県民税	10% (市民税6%、県民税4%)	

表1 住宅ローン控除の延長・拡充

給与所得控除額	所得税の課税総所得金額等
現行 ～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (市民税3%、県民税2%) 【最高97,500円】
延長・拡充 平成26年1月1日～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等の7% (市民税4.2%、県民税2.8%) 【最高136,500円】
延長・拡充 平成26年4月1日～平成29年12月31日(※)	所得税の課税総所得金額等の7% (市民税4.2%、県民税2.8%) 【最高136,500円】

※平成26年4月1日～平成29年12月31日の金額は、住宅購入時の消費税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は現行どおりとなります。

パート収入金額	所得税	個人市民税・県民税		夫・妻の所得から(参考)	
		個人市民税	県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下 (所得35万円以下)	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられない
100万円超 (所得35万円超)～103万円以下 (所得38万円以下)	かからない	かかる	かかる	受けられる	受けられない
103万円超 (所得38万円超)～141万円未満 (所得76万円未満)	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられる
141万円以上 (所得76万円以上)	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられない

市民税・県民税

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)
受付時間 9時～11時30分 / 13時～16時30分

※市役所本館2階大会議室では市民税・県民税申告書の受け付けのみを行い、所得税の確定申告書の作成は行いません。ダイエー松戸西口店6階の確定申告書作成会場をご利用ください。

各会場での受付日(○印が実施日)

※土・日曜日の受け付けは行っていません。

会場	2月										3月											
	16(月)	17(火)	18(水)	19(木)	20(金)	23(月)	24(火)	25(水)	26(木)	27(金)	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)	9(月)	10(火)	11(水)	12(木)	13(金)	16(月)	
市役所本館2階大会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常盤平市民センター1階	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○
新松戸市民センター2階	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
小金原市民センター2階	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六実市民センター2階	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小金保健福祉センター3階	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東部支所2階	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢切支所2階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※馬橋支所は会場の都合により受け付けを行っていません。

各会場とも駐車場の台数が限られています。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
 ※市役所本館は柱補強工事中のため、駐車台数が制限されています。やむを得ず車で来庁する場合は、大変な混雑が予想されますのであらかじめご了承ください。

公的年金等にかかる個人市民税・県民税の徴収方法について

公的年金等にかかる個人市民税・県民税については、公的年金等受給者の納税の便宜や個人市民税・県民税徴収の効率化を図るため、老齢基礎年金等から特別徴収(引き落とし)の方法によって徴収するものとされています。

●対象となる人
 前年中に公的年金等の支払いを受けた人で、特別徴収する年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人が対象となります。ただし、次の場合には特別徴収の対象となりません。

- ①老齢基礎年金等の給付額の年額が十八万円未満の人
- ②当該年度の特別徴収税額が所得税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を控除した後の老齢基礎年金等の給付額を超える人
- ③当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き松戸市に住所を有しない人
- ④松戸市の介護保険料が年金から引き落としされていない人

●対象となる税額
 公的年金等にかかる所得から算出した個人市民税・県民税です。給与所得等、公的年金等以外の所得にかかる個人市民税・県民税については、別途徴収されます。

●年金特別徴収が停止になる場合
 ①特別徴収されている年金の支給を受けなくなった場合
 ②特別徴収されている年金受給者が転出・死亡した場合
 ③松戸市の介護保険料を年金から引けなくなった場合
 ④所得税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料、個人市民税・県民税の合計額が特別徴収対象年金の支払額を超える場合
 ⑤納税通知書発送後に年税額が変更になった場合や、公的年金等

均等割	法人の区分		均等割額(年額)	税率
	資本金等の額	市内の従業者数		
均等割	1千万円以下	50人以下	5万円	12.3%
		50人超	12万円	
	1千万円超1億円以下	50人以下	13万円	9.7%
		50人超	15万円	
1億円超10億円以下	50人以下	16万円	14.7%	
	50人超	40万円		
10億円超50億円以下	50人以下	41万円	12.1%	
	50人超	175万円		
50億円超	50人以下	41万円	—	
	50人超	300万円		

※資本金等の額は、資本金の額または出資金額と資本積立金額との合計額です。

市内に事務所・事業所を有する法人に課税します。内容は、資本金等の額・従業者数により区分される「均等割」と、資本金等の額・法人税額により区分した「法人税割」からなります。原則として、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に確定申告をして納めます。また、事業年度が6カ月を超える法人は前事業年度の法人税額により、中間(予定)申告納付をする必要があります。

法人市民税

公的年金からの特別徴収(引き落とし)の例

徴収方法	特別徴収の対象税額と徴収方法(初年度)				
	普通徴収(自分で納付)	特別徴収(引き落とし)			
徴収月	—	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月 2月
税額	—	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円 2,000円
		年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ	

徴収方法	前年度が特別徴収だった人(2年度目以降)				
	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)	
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月 2月
税額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円 2,000円
	前年度2月と同じ額			年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつ	

※公的年金等に係る年税額が12,000円で、次年度も同額の場合。

からの特別徴収税額が変更になった場合

松戸税務署からのお知らせ

申告書はご自分で作成して、提出はお早めに

- 所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は、3月16日(月)まで
- 個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(火)まで
- 平成24年分の課税売上高が1千万円を超える人、平成25年1月1日から6月30日までの課税売上高(または給与等支払額)が1千万円を超える人、または消費税課税事業者選択届出書を提出している人は消費税の申告が必要
- 申告書の作成を税理士に依頼される際は、偽税理士にご注意ください。
- 国税庁ホームページで申告書等を作成できます
- 所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告等が国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使えば、24時間いつでも作成できます。作成した申告書等は添付書類と一緒に郵送等で提出してください。
- また、e-Taxを利用すれば作成した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信することが出来ます。
- e-Taxのメリット
 - ①添付書類の提出または提示を省略できます。
 - ②還付金を早く受け取ることが出来ます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。
- 申告書・届出書等は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください
- 郵便または信書便で提出する人

は、封筒の裏面に、住所・氏名を記入してください。また、申告書の控えに受付印が必要な人は、控えもボールペンで記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を「ダイエー松戸西口店6階」に開設します

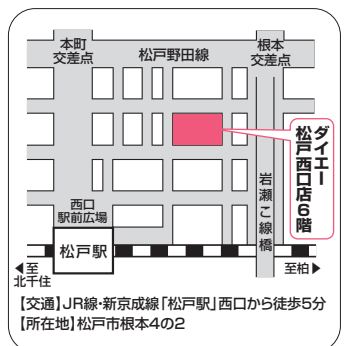
●開設期間 3月16日(月)まで
 ※土・日曜日、祝日を除きますが、2月22日、3月1日の日曜日は開設します。

●相談受付 9時～16時(提出のみの場合は17時まで)

●注意事項 会場は大変混雑するため、ご自宅で国税庁ホームページ等を利用して申告書を作成することをお勧めします。

開設期間中は税務署内に「確定申告書作成会場」はありません。ただし、申告書の提出のみの場合には受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)。

会場には無料の駐車場がないため、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。



納税は便利な振替納税で

●納税は、便利な振替納税をご利用ください。

○所得税の振替日：4月20日(月)

○消費税の振替日：4月23日(木)

※お申し込みは税務署または金融機関へ

●松戸税務署 ☎363・1171(代表)
 〒271-8533
 松戸市小根本53の3

7年度

税率 0.23% (制限税率0.3%)

都市計画税

問 固定資産税課 ☎366-7323

✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が納税義務者となり、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。



評価替え

固定資産の価格(評価額)は、三年に一度、評価の見直しを行います。このことを「評価替え」といい、評価替えの年度を「基準年度」といいます。平成27年度は基準年度となり、原則として三年間、価格が据え置かれます(償却資産は毎年度評価を見直します)。ただし、土地(宅地)については、平成26年1月1日〜7月1日までの六カ月間、地価の下落が認められる場合、下落を反映させて平成27年度の価格を決定します。

土地

●評価のしくみ

土地の評価は地方税法に定める「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

●地目

地目とは、宅地・田・畑・鉱泉水・池沼・山林・牧場・原野および雑種地をいいます。ただし、松戸市では鉱泉水・牧場・原野に該当する土地はありません。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、1月1日(賦課期日)の利用状況(現況地目)によりします。

●地積

地積は、原則として登記簿に記載されている地積によります。

●価格(評価額)

価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基準として決定した正常売買価格を基礎として決定します。

●路線価等の公開

価格の基礎となる路線価および標準宅地の所在を公開しています。

●路線価とは

宅地の価格を決定するうえで基礎となる価格で、具体的には道路に面した標準的な宅地の一平方メートルあたりの価格をいいます。宅地の価格は、この路線価に基づいてそれぞれの宅地の状況(間口・奥行・形状等)に応じて求めます。

●標準宅地とは

市内の地域ごとの主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。主要な道路の路線価は、この標準宅地についての地価公示価格等の七割を基にして求められます。その他の道路については、主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離などに応じて求められます。

なお、路線価および標準宅地については市のホームページ(<http://www.sonicweb.sajp.jp/matsudo/>)「地図情報提供サービス」内で公開しています。

●課税標準額

地方税法の定めにより、価格が課税標準額(本則課税標準額)となりますが、住宅用地等については、課税標準の特例が設けられており、価格に特例率を乗じた額が本則課税標準額となります。また、税負担の調整措置が適用される場合の課税標準額は、本則課税標準額を上限として、住宅用地等については上昇、商業地等の宅地については上昇・据え置きまたは引き下げとなることもあります。

価格(×特例率) = 本則課税標準額 (本来の課税標準額)

まだ本来の課税標準額ではないんだね



納税通知書

●住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

○小規模住宅用地

・二百平方メートル以下の住宅用地(二百平方メートルを超える場合は住宅一戸あたり二百平方メートルまでの部分)を小規模住宅用地といえます。
・小規模住宅用地の課税標準額については価格の六分の一の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は三分の一)。

○一般住宅用地

・小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といえます。たとえば、三百平方メートルの住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、二百平方メートルが小規模住宅用地で、残りの百平方メートルが一般住宅用地となります。
・一般住宅用地の課税標準額については、価格の三分の一の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は三分の二)。

●住宅用地の範囲

①専用住宅(もっぱら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地。その土地の全部(家屋の床面積の十倍まで)

②併用住宅

(一部を人の居住の用に供する家屋のうち、家屋の床面積に対する居住部分の割合が四分の一以上あるもの)の敷地の用に供されている土地。その土地の面積(家屋の床面積の十倍まで)に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

○住宅の敷地の用に供されている土地とは

土地とは、その住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一面地をいいます。従って、1月1日(賦課期日)において新たに住宅の建築が予定されている土地、あるいは住宅が建築されつつある土地は、特例が適用されません。ただし、建て替え建築中等で一定の要件を満たすと認める土地については、住宅用地として取り扱います。

償却資産

償却資産は、土地・家屋以外のもの、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具・備品など)をいいます。

●申告について

市内に事業用の償却資産を所有している人(市内の他の事業者に貸し付けているものを含む)は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに申告してください。

※社宅・寮・貸付マンション等を所有し、エレベーターが設置されている建物は、その動力設備としての変電設備、また、敷地内に駐車場および植栽等を施している場合も償却資産としての申告対象となります。

●評価のしくみ

償却資産の評価は、地方税法に定める「固定資産評価基準」に基づき、資産の取得価額および取得年月を基準として、各資産の耐用年数に必ず減価率を基本として評価します。

都市計画税

都市計画税は都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、原則として都市計画法による市街化区域内の土地・家屋の所有者が固定資産税とともに納める税金です。
※都市計画事業とは都市計画施設の整備に関する事業および市街地開発事業をいいます。

固定資産税 Q & A

Q 売主の「Aさん」は平成26年12月に自己所有地の売買契約を締結し、平成27年1月10日には買主の「Bさん」への所有権移転登記を済ませました。平成27年度の固定資産税は誰に課税されますか。
A 平成27年度の固定資産税は「Aさん」に課税されます。

Q 地方税法の規定により、平成27年度の固定資産税は、平成27年1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して全額課税することになっていくからです。このような場合、税金の負担方法については、売り主と買い主との間で契約書等によって取り決めることが多く行われています(家屋の売買があった場合にも同様の取り扱いとなります)。

Q 平成27年1月20日に取り壊した家屋についても、平成27年度の固定資産税の課税対象となります。なぜでしょうか。
A 固定資産税は、1月1日(賦課期日)現在に所在している固定資産を課税対象として課税されます。

Q したがって、平成27年1月20日に取り壊された家屋も1月1日には存在していたことから、平成27年度の固定資産税の課税対象となるのです。

税率 1.4%

固定資産税

家屋

●評価のしくみ

家屋の評価は地方税法に定める「固定資産評価基準」に基づき、木造と木造以外の家屋の区分により価格を求めます。市の職員が家屋の間取りや仕上げ材料などを調査し、建築後の経過年数による「経年減点補正率基準表」を適用して評価します。

●新築住宅に対する固定資産税の減額措置

平成28年3月31日までに新築された住宅・アパート・マンション等の居住用家屋は、次の要件を満たす場合、新築後一定の期間、その住宅の固定資産税額（一戸あたり居住面積百二十平方メートル相当分まで）の二分の一の額を減額します。

要件

居住面積が五十平方メートル（貸家共同住宅は、一戸あたり四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下

●認定長期優良住宅を新築した場合の固定資産税の減額措置

長期優良住宅の認定を受けた住宅で平成28年3月31日までに新築した場合、新築後五年度分（三階建以上の中高層耐火住宅等は七年度）、その住宅の固定資産税額（二戸あたり百二十平方メートル相当分まで）の二分の一の額を減額します。

手続き

新築された翌年の1月31日までに申告書に認定通知書の写しを添付して固定資産税課に提出してください。

●既存住宅を耐震改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

昭和57年1月1日以前から所在している住宅で、平成27年12月31日までに、次の①から③までの要件を満たす耐震改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百二十平方メートル相当分まで）を翌年度に限り、二分の一の額を減額します。

要件

①建築基準法の現行耐震基準（昭和56年6月施行）に適合する耐震改修であること

②耐震改修の費用が一戸あたり五十万円超であること

③耐震基準に適合した改修工事であることの証明書（※）が必要
※証明書は建築士等が証明する指定の書類

手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付して、固定資産税課に提出してください。

●高齢者等の居住する既存住宅をバリアフリー改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

平成19年1月1日以前から所在する次の要件Aに該当する住宅で、平成28年3月31日までに要件Bの改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百平方メートル相当分まで）を翌年度に限り、三分の一の額を減額します。

要件

A ①六十五歳以上の人 ②要介護認定または要支援認定を受けている人 ③障害者の人のいずれかが居住する住宅（賃貸住宅を除く）

B ①廊下の幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの設置 ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化のいずれかに該当するバリアフリー改修工事で補助金を除く自己負担額が一戸あたり五十万円超であること

手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

●既存住宅を省エネ改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、平成28年3月31日までに要件Cおよび要件Dを満たす改修工事を行

った場合、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百二十平方メートル相当分まで）を翌年度に限り、三分の一の額を減額します。

要件

C ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化・複層ガラス化など）
②床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事（②と④は、①と併せて行う）のいずれかに該当する省エネ改修工事

手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

D 建築基準法の現行省エネ基準に適合した省エネ改修であること

※省エネ基準に適合した改修工事であることの証明書（建築士等が証明する指定の書類）が必要

手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

固定資産の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者が自己の土地・家屋の価格と、市内の他の土地・家屋の価格とを比較することができる制度です。

縦覧期間

4月1日(水)～30日(木)（土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時）

場所

市役所新館二階固定資産税課

※縦覧の際は、本人確認できるもの（7ページ下段を参照）を持参してください。法人の場合は代表者印を持参、または代表者印の押印された委任状が必要となります。なお、個人の委任状にも委任者の押印が必要です。

※自己所有の固定資産の課税内容については、納税通知書に綴られている「課税資産の内訳」で確認できます。

納税者に相続が発生した場合の手続きについて

土地・家屋の所有者として登記または土地・家屋補充課税台帳に登録されていた人が平成27年1月1日（賦課期日）現在に死亡していた場合、相続人の中から代表者を申出いただき、納税することになります。

申出書は、松戸市に死亡届を提出した人に送付しています。松戸市外で死亡届を提出した場合は、申出書を送付しますので、固定資産税課までご連絡ください。

また、未登記家屋を所有している場合は、所有者変更手続きが必要となります。手続き方法については固定資産税課までご連絡ください。

※被相続人ご自身が口座振替により納税していた場合、金融機関の相続のお手続きの状況によっては、引き落としができなくなることがありますのでご注意ください。

平成27年度 税制改正大綱について

平成26年12月30日に税制改正の内容をまとめた税制改正大綱が発表されました。固定資産税に関する主なものとして、次の三点が示されています。

今後は、これらの改正内容が法案となり、国会で審議される予定です。

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる。

②事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。

③家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。

（「平成27年度税制改正大綱」から抜粋）

※住宅用地の特例措置が除外される特定空家等の取り扱い等詳細については、総務省および国土交通省で協議されることとなります。

●お願い
平成27年度の納税通知書は4月上旬に発送します。納税通知書が届かない場合はお早めにご連絡ください。

●お願い
平成27年度の納税通知書は4月上旬に発送します。納税通知書が届かない場合はお早めにご連絡ください。

軽自動車税

廃車、名義変更などの手続きはお早めに

☎ 税制課 ☎ 366-7321

✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している登録名義人に、納めていただく税です。

納税通知書の発送

平成27年度の納税通知書は5月11日(月)発送予定です。納税通知書が届かない人は、早めに連絡してください。

納税の方法

6月1日(月)までに納付書(兼納税通知書)で納めてください。

減免について

体の不自由な人などが生活(仕事・通勤・通学・通院など)のために軽自動車等を使用する場合、申請により税の減免を受けられる場合があります。お問い合わせください。

軽自動車等の廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

●廃車・名義変更等は4月1日(水)までに手続きしてください。手続きがされていないと、平成27年度以降も課税の対象になります。手続きを忘れたため「納税通知書が送付された」「届かなかった」等の例が多くなっています。トラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。第三者に依頼した場合は、手続きがされたか書類を本人で確認するようにお願いします。

●バイク(松戸市ナンバー)の盗難にあつた場合は、警察署へ盗難届の手続き後、税制課または各支所で廃車手続きをしてください。

廃車手続きの際に必要な事項

届け出た警察署名・届出日・受理番号・被害年月日
●軽自動車等の登録・廃車・変更手続きについて必要なものおよび手続きする場所は、下記の表のとおりです。野田・習志野ナンバーの軽自動車検査協会にお問い合わせください。

軽自動車等の登録・廃車・変更手続きについて

松戸市ナンバー(原動機付自転車・小型特殊自動車)

●手続きに来る方の本人確認できるもの(7ページ下段を参照)が必要です。

区分	手続きに必要なもの		手続きする場所
登録	市外から転入	購入	販売証明書 認印
		廃車済	廃車申告受付書 認印
名義変更	譲受け	未廃車 標識(ナンバープレート)付	市外の標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 認印
		廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書 認印
廃車(松戸市ナンバー)		未廃車 標識(ナンバープレート)付	標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 譲渡証明書 認印
		標識(ナンバープレート)*	標識交付証明書 認印

※標識(ナンバープレート)をき損、紛失した場合には、弁償金(200円)が必要です

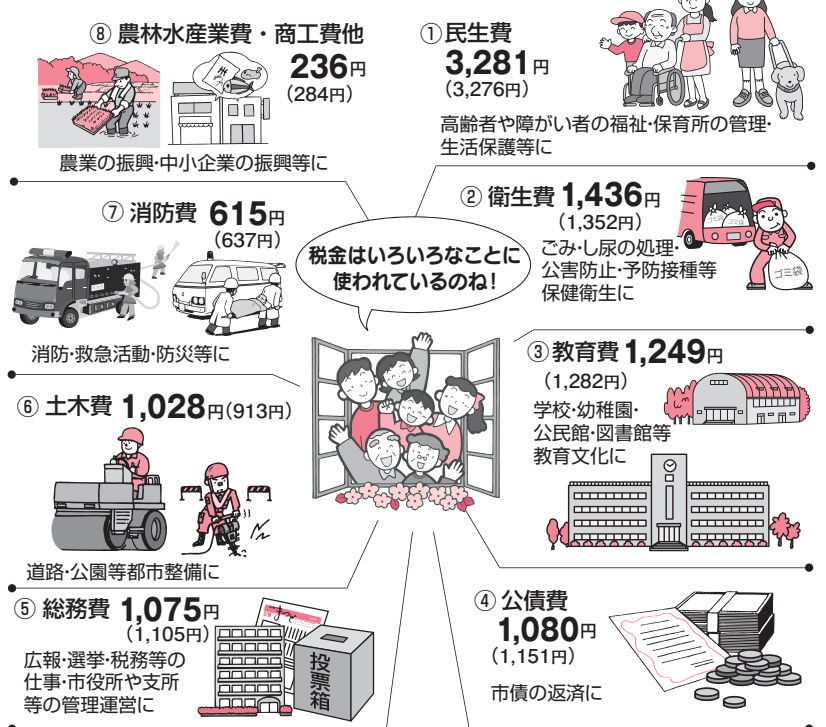
松戸市役所 税制課(本館2階) ☎366-7321 または各支所

野田・習志野ナンバー(125cc超二輪車・三輪および四輪)

二輪車(125cc超)	廃車・変更手続き等については、右記へお問い合わせください	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023
三輪・四輪	廃車・変更手続き等については、右記へお問い合わせください	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117

市税1万円の使いみち

市では、皆さんが健康で快適に過ごせるように、福祉・教育・健康・道路・住宅・消防といった市民生活に欠かせない仕事を行っています。これらの仕事を行う上で必要な財源のうち、市税は歳入予算の約49%を占める最も貴重なものです。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを「市税1万円の使いみち」として図に表してみました。



※平成26年度一般会計予算(9月補正後)の各費目に対する税等一般財源の割合による配分です。
※カッコ内の数字は、前年度同期のものです。

軽自動車税の税制改正について

軽自動車税の税率が変わります

平成26年度税制改正により、車体課税の見直しがされ軽自動車税の税率変更が行われました。変更後の税率については、当初下記のとおりでしたが、平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日)により、軽自動車のグリーン化特例措置による軽減税率を導入すること、原動機付自転車および二輪車等(表I)に係る新税率の適用開始を1年延期すること(適用開始:平成27年度⇒平成28年度に延期)の税制改正が行われる予定です。詳しくは、地方税法の一部改正がされてから「広報まつど」へ掲載を予定しております。

I 原動機付自転車および二輪車等

原動機付自転車および二輪車等については、次の税率になります。

車種区分	税率(年額)		
	現行税率	新税率	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	ミニカー(50cc以下)	2,500円	3,700円
	農耕作業用	1,600円	2,400円
小型二輪自動車	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
軽二輪	250cc超	4,000円	6,000円

II 三輪および四輪の軽自動車(総排気量660cc以下)

三輪および四輪の軽自動車税については、平成27年4月1日以降に新規取得(新規検査(新車))される軽四輪車等の税率の引き上げと、グリーン化を進める観点から、新規検査(新車)から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年度課税分から経年車重課(税率の引き上げ)を実施します。

車種区分	税率(年額)			
	(1) 現行税率	(2) 新税率	(3) 13年経過	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

(1)平成27年3月31日までに新規検査(新車)を受けている軽四輪車等は、上記表の「(1)現行税率」になります(ただし、平成28年度課税分から、上記表の「(3)13年経過」に該当となる場合があります)。

(2)平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた(※)軽四輪車等を取得された場合は、上記表の「(2)新税率」となります。

(3)平成28年度課税分から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪車等を所有している場合は、翌年度から上記表の「(3)13年経過」の税率となります。

※「初めて車両番号の指定を受けた」とあるのは、自動車検査証の「初度検査年月」を指します。

市税の納期内納付にご協力を

問 収納課 ☎366-7325
 ✉ mcshuunou@city.matsudo.chiba.jp

◎納める期限は

平成27年度市税の納期限

●市民税・県民税(普通徴収分)

期別	納期限
第1期	6月30日(火)
第2期	8月31日(月)
第3期	11月2日(月)
第4期	12月28日(月)

●固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

期別	納期限
第1期	4月30日(木)
第2期	7月31日(金)
第3期	11月30日(月)
第4期	翌年2月1日(月)

●軽自動車税

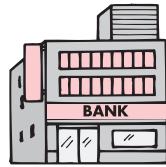
期別	納期限
全期	6月1日(月)

2015

1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12

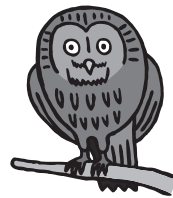
◎納める場所は

市税取扱金融機関等納付場所



- 松戸市
市役所収納課および各支所
- 銀行
千葉・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・埼玉りそな・三井住友・常陽・筑波・千葉興業・京葉・東日本・東京スター・群馬
- 信託銀行
三井住友
- 信用金庫
東京ベイ・朝日・東京東・亀有・城北
- 信用組合
銚子商工
- 農業協同組合
とうかつ中央
- その他
商工組合中央金庫・中央労働金庫
- 全国のゆうちょ銀行および郵便局
- 下記のコンビニエンスストア

(平成27年1月31日現在)



市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。税金を納期限までに納めないで、市役所から督促状が出されます。そのままにしておくと財産(不動産・給与・預金等)の差し押え、公売などの強制処分を受けることとなります。また、納期限の翌日から延滞金がかかります。納期内納付にご協力ください。

コンビニ・ペイジーを利用した納付について

コンビニエンスストアや金融機関のATM・インターネット(モバイル)バンキングを利用して市税を納めることができます。
【取り扱い税目】
 市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税
【コンビニでお支払いの場合】
 ●バーコードが印字された納付書で納付でき、手数料はかかりません。

- 現金のみの納付となります。納付書一枚につき、三十万円を超える場合は、納付できません。
- 納期限が過ぎてしまった納付書は、取り扱いきれません。
- 利用できるコンビニエンスストアは次の通りです。
 ☆ココストア/エブリワン
 ☆コミュニティ・ストア
 ☆サークルK/サンクス
 ☆スリーエフ
 ☆セイコーマート/スーパー北海道/ハセガワストア/タイイー
 ☆セーブオン
 ☆セブン・イレブン
 ☆デイリーヤマザキ/ヤマザキデパート/イリスストア/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ニューヤマザキデパート/スターファミリア/マート
 ☆ポプラ/くらしハウス/スリーエイト/生活彩家
 ☆ミニストップ
 ☆ローソン
 ☆MMK設置店
- コンビニでのお支払いの場合は、取納事故防止のため「領収証書」と一緒に「レシート」も必ずお受け取りください。
- 【ATM等でお支払いの場合】**
 下記ペイジーマークの印字された納付書で、松戸市指定金融機関・松戸市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局のATMのうち、ペイジーに対応したATMで利用できます。
- インターネット(モバイル)バンキングを利用して納付ができます。(ペイジーに対応した金融機関との契約が必要です)。
- 【ATM等利用上の注意】**
 ●お支払いにあたり、手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用手数料など、一部のサービス利用に対して手数料等がかかる場合があります。
 ●インターネット(モバイル)を

- ご利用の場合は通信費がかかります。
- 納付書に領収印が押されません。
- 車検用の軽自動車税納税証明書は、納付確認ができた方には、6月下旬ごろまでに郵送します。
- 市税の納付には便利な口座振替をご利用ください。一度手続きするだけで、納付のたびに金融機関やゆうちょ銀行および郵便局等へお出掛けになる必要もなく、翌年度以降も継続されます。
- 【申し込み方法】**
 「口座振替依頼書」に必要事項を記入して、指定の金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局の窓口へ直接お申し込みください。
 「口座振替依頼書」は納税通知書(軽自動車税を除く)の中に添付してあります。また、市内の金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局にも備え付けてあります。
- 【申し込みに必要なもの】**
 預貯金通帳、届け出印、納税通知書
- 【対象税目】**
 市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税
- 【口座振替の開始】**
 申し込み日から2カ月以降の納期分から開始となります。
- 【取り扱い金融機関等】**
 市内に本・支店のある金融機関、全国のゆうちょ銀行および郵便局で取り扱います。
- 【振替口座の変更・解約】**
 《変更》
 新たに指定する金融機関等へ「口座振替依頼書」を提出してください。
 《解約》
 現在振替している金融機関等へ「口座振替依頼書・解約届」を提出

市税の納付は、口座振替が安心・便利です

本人確認のお知らせ

各種税証明書等の申請の際に、不正な申請を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願いします。下記のAから1点、お持ちでない場合、Bから2点またはBとCから1点ずつを持参してください。Cの2点提示は不可です。

A	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)等【官公署発行の写真付のもの】
B	各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(写真なし)等【官公署発行の写真なしのもの】
C	社員証や学生証、診察券、クレジット等のカード類、通帳等【本人の名前が確認できるもの】

※申請内容によっては他に書類が必要な場合がありますので、詳細は担当各課にお問い合わせください。

●**納税相談のご案内**
 災害・廃業・失職・病氣・盗難などの事由により納期内納付が困難となる場合には、お早めに収納課までご相談ください。

●**夜間納税相談窓口の開設**
 ◎日時 2月26日(木)
 3月26日(木)
 各17時～20時

◎場所 収納課(市役所新館2階)

●**【振替方法】**
 全納払い、または各期別払いのいずれかを選択できます。
 全納払いは、第一期の納期最終日に全額を引き落としします。

●**【その他】**
 ●固定資産税で共有名義から単独名義への変更、あるいは共有持分の変更があると自動継続されませんので、新たに申し込みが必要ですが、
 ●預貯金残高不足により振替不能となった場合、再度振替はできませんので、ご注意ください。

平成26年度 中学生の「税についての作文」優秀作品

松戸市長賞

『税金の重要性を知って』

常盤平中学校 3年 堀口 里奈さん

私はテレビのニュース番組で二〇一四年度の第2四半期のGDP(国内総生産)が昨年比べて「六・八%」ダウンという話を聞きました。

この原因は4月からの消費税増税後の買い控えだといふことで、その時私はただ単純に税率を上げたために、一気に景気が悪くなってしまったのではないかと、一瞬は安堵してしまっていた。でも、消費税増税によって、消費者の買い控えを促している。なぜ税金が回復してきているか、疑問を感じていました。新聞やインターネット等で調べてみると、駆け込み需要とその後一過性であり、長い目でみるとデフレからの脱却が起きて、企業の活力が上昇し景気が回復するというのがシナリオであることがわかりました。私は簡単に一時的な現象だけを見て国の政策の良し悪しを判断してはいけない事と学びました。そして今後更に消費税を「一〇%」に上げる事も検討されています。そのために国内の景気が悪くなるのは困りますが、大きな政策の流れの中で増税が必要であるならば、そうすべきだと思います。

松戸市議会議長賞

『税という名の架け橋』

第五中学校 3年 長谷川 咲希さん

平成二十六年四月一日。ついにその日がやってきた。その消費税率が五%から八%に引き上げられる日。前回は三%から五%に引き上げられて以来、実に十七年ぶりだ。その半年前の十月、テレビ画面の中で安倍首相がこう言った。「消費税率を来年四月一日から八%に引き上げること正式に決定いたしました。」

私は少なからずショックだった。私は毎月、決して充分とは言えない額の小遣いの中から、大好きな雑誌や雑貨をやりくりして買っている。私の小遣いの額からすれば、小遣いから出ていく増税分など微々たる金額だろう。それでも、今以上のやりくりが必要になるのは大きな痛手だった。(そんなに増税が必要なのだろうか?) そんな思いでいっぱいだった。

それから間もなくして、私は学校の職場体験で地域のデイサービス施設に行くことになった。たった二日間の体験だったが、そのたった二日の間に(これが介護施設の現状なんだ)という思いを何度も実感した。特に、施設の職員の人数に対して利用者であるお年寄りの人数が圧倒的に多く、職員の方が施設中を動き回り息つく暇もない状態に本当に驚かされた。これ以上利用者の数が増えたら、充分と

松戸市教育委員会委員長賞

『税は未来への投資』

小金北中学校 3年 小柳 実穂さん

最近になって、消費税が五パーセントから八パーセントになりました。私は税というものをよく理解している訳でもなく、ましてや両親が働いて貯めたお金をこづかいとして使っていることには深く考えたり、意識して生活するようにはありませんでした。ですから、消費税が八パーセントになるとは、自分の持っているお金を多く消費しなければいけないと思いき、あまりいい気はしませんでした。また、近々消費税が十パーセントになると知り、「なぜだろう」という疑問ばかりが頭に浮かんでいました。

そこで、税に関して少し調べてみました。税の種類は直接税、間接税、国税、地方税というようにさまざまなのがあり、それぞれに役割がありました。税は日本人が安全に暮らすためであり、子どもたちが勉強をしやすくするためのものでもあり、私たちが生きていく中ではとても大切なものでした。

松戸市教育委員会教育長賞

『人と人をつなぐ税金』

第四中学校 3年 竹内 瑞貴さん

私は小さい頃から税金は、私たちの生活にかかせないものだと思っていました。それは、両親から自分の足の手術にかかった治療費も税金だということを知られていたからです。

私は一カ月前健診で、先天性股関節脱臼と診断されました。経過を見ていましたが良くなり、幼稚園の年の秋に手術をしました。手術後、歩けるようになるまで四カ月ぐらいいかかり、小学校の入学式に、自分で歩いて行くことができたことが本当に嬉しかったのを、今でもよく覚えています。

先日、手術当時の資料を母がとっておいてくれていたので、見せてもらいました。医師の育成医療意見書には、育成医療の申請をしないと私の足の手術は、百万円を超える負担になってしまったことがわかりました。育成医療とは、身体に障害のある子ども、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある子どもが手術や治療を受けることにより、障害を除去、軽減する効果がある場合には、医療費の一部を公費で負担してくれる制度です。私は、税金が将来を見通して使われていることを知り、すごいなあと思いました。病気を早く治すことは、その子どものため

で人口が六十五歳以上の高齢者になってしまい「超高齢社会」が予測されている未来は、働き手の負担が重くなり、経済力が低下していくだけです。

ここで未来を救う救世主となってくれるのが、税なのです。現在の働き手としてがんばっている人たちが、やがて現在の高齢者のように、一人一人が自分の役目を終え高齢者になっていくものです。その人たちの老後の安定した生活や健康で文化的な社会を実現するために、多くの費用が必要になります。その費用の中心になるのが税金という訳です。

私たちは、常に税と関わりあつて生活しています。消費税が代表的な例です。何かを買うと必ず、出費したお金の中に消費税が含まれます。お金を十分に持っている人は、消費税の分の少しいくらも気にしなくてもいいでしょう。ですが、生活するのにも困っている人は、その少しいくらも負担に思っていることも確かだと思います。この事実はしたたかないことです。相手に一方的に負担に思うなどといったところで、税を納めることが絶対という以上、それは無理に近いことなのですから。それでも、私たちは税を納めない訳にはいかないのです。では、どうしたらいいか。

その答えは一つです。税に対する考え方を考えることです。「負担」ではなく「未来に投資する」と思えばいいのではないのでしょうか。前にも述べたように、税は日本の未来を支えています。従って、税を納めるということは自分の未来を豊かなものにするために必要なこと、つまりは未来に投資することなのではないでしょうか。私たちはこれから税に対する考え方を考える必要があるのです。

もちろんなるわけですが、早めに治すことによって将来、もっとかかってしまうかもしれない医療費を抑えることができるという考えに基づいていると知ったからです。私のように自分が身を持って体験した人は、税金がかかせないものだと思えます。

けれど、私たちの毎日の生活も税金を支えられています。それなのに税金に対してマイナスイメージを持つてしまうのは、私たちが税について深く考えることもなく、知らなすぎるからだと思います。妹と中学校で配布された税の資料を一緒に見ていると、「中学校を卒業するまでに、一人八百六万円も税金が使われているんだ。やっぱり税金は大切なんだね。」と言っているのを聞いて、私は小学生でも税金が身近なものだとなつて、どんなふうに使われているかを知ることができれば、税金が私たちの生活を支えてくれていることを、理解できるのだと思いました。

今年四月、消費税は八パーセントになりました。来年十月には、十パーセントになるかもしれません。各家庭の負担が大きくなり、税金が高いということばかりに目が行きがちですが、私たちの納める税金が何のために使われ、どのように役に立っているのかを知ることがとても大切なことだと思います。

そして、税金は人と人をつなぐ大切なものだ、とは思っています。直接ではないけれど、税金を納めることによって、いろいろな人を助けたり、私がそうであったように、自分もまた助けられています。みんなが助け合い、支え合う温かい社会に税金は欠かせないものだと思えます。

優秀賞

- これからの日本のための税金
- 未来を、町を創る税
- 税について
- 税について
- 自覚と税
- 税による生活補助
- 税があることで存在する「幸せ」
- 私たちのくらしと税金について
- 広い税へ
- 税を納める意味
- 税金で守る子供の未来

- 長谷川 ちみ実 (小金中学校)
- 田中 響 (栗ヶ沢中学校)
- 橋本 尋季 (牧野原中学校)
- 山本 人 (第三中学校)
- 渡辺 花 (栗ヶ沢中学校)
- 大塚 優希 (第二中学校)
- 中村 朱真 (第六中学校)
- 染井 真春 (第四中学校)
- 今井 佳 (常盤平中学校)
- 川口 夏 (根木内中学校)
- 弓 牧 (六実中学校)
- 富田 惟 (六実中学校)

松戸市では、次代を担う中学生の皆さんから、今年度も「税についての作文」の募集を行いました。

これは、中学生の皆さんに税に対する正しい知識を持ってもらうために、租税教室の開催と併せて、家庭・学校で学んだ税に関すること、マスコミ報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、税に対する理解を深めていただくことを目的として実施しています。

今年度は、市内22校から3,618点の応募がありました。この中から厳正な審査の結果、市長賞をはじめ議長賞、教育委員会委員長賞、教育長賞などの優秀作品15点を選考し、賞状および記念品を贈呈しました。

平成27年度も9月初旬に作品の募集を予定しています。市内の中学生の皆さんからの応募をお待ちしています。